

令和 6 年度
北名古屋市教育委員会基本方針

令和 6 年 3 月
北名古屋市教育部

第3期北名古屋市教育大綱に掲げられた「基本施策」

① 自らを高め、たくましく生き抜く力の育成

全ての児童生徒が確かな学力の向上と心身の健康の増進を図り、自らを高め、予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育成します。

② 多様な人々と協働し社会の創り手となる人材の育成

あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、未来に向けて自らが社会の創り手となる人を育成します。

③ 可能性を伸ばす一人一人に適した教育支援の充実

個々の幸せが実現できるよう、家庭環境や障害の有無などに関わらず一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育支援を充実します。

④ 系統性のある子育て支援の充実

子どもたちを取り巻く様々な教育課題に対応するため、切れ目のない継続的・包括的支援体制を充実します。

⑤ 人と人がつながる地域とともにある学校づくり

地域の人々の「つながり」や「かかわり」により子どもたちの成長を支援することで、個人の幸せと地域全体の豊かさの増進を目指します。

⑥ 生涯学び続けられる環境の充実

人生100年時代の多様化する学習ニーズを支え、誰もが学び・学びあう喜びを享受できるよう、学習機会の充実、関連施設の機能強化を図ります。

⑦ ともに創り、育む文化芸術の伸展

市民とともに文化芸術を創り、育む風土を醸成し、心豊かで多様な価値感を尊重する地域社会の形成を目指します。

⑧ 楽しいスポーツ・レクリエーションの推進

自らの健康や人とのつながりを感じながら、スポーツを楽しむ機会を提供します。

学校教育課

1 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標として行うものである。

その実現には、「自ら高めること」と「社会の担い手になること」を基本とし、ふるさと北名古屋の文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性及び「知・徳・体」にわたる生き抜く力を育む学校教育を推進する。

2 第3期北名古屋市教育大綱の基本施策における学校教育課の分野

- 「①自らを高め、たくましく生き抜く力の育成」
- 「②多様な人々と協働し社会の創り手となる人材の育成」
- 「③可能性を伸ばす一人一人に適した教育支援の充実」
- 「④系統性のある子育て支援の充実」
- 「⑤人と人がつながる地域とともにある学校づくり」

3 基本施策に係る取組の柱

- (1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育む。
 - ア 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実
 - 主体的・対話的で深い学びの推進
 - 個別最適な学びの保障
 - イ 情報活用能力の育成とＩＣＴ活用教育の推進
 - 情報活用能力の育成
 - ＩＣＴを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現
 - 子どもの学びや教職員を支えるＩＣＴ教育環境の充実
 - ウ 特別支援教育の充実
 - 多様な学びの場における支援・指導の充実
 - 教員の専門性の向上
- (2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育む。
 - ア 人権教育・多様性理解の推進
 - 学校等における人権教育・多様性理解の推進
 - イ 道徳教育の充実
 - 「特別の教科 道徳」を核にした道徳教育の推進
 - 差別や偏見を許さない、命を大切にする教育の充実

- 情報モラル教育の充実
- ウ いじめへの対応の充実
 - いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成
 - 早期発見・早期対応のための取組
 - 教育相談体制の充実
 - 学校と関係機関との連携
- エ 不登校児童生徒への対応の充実
 - 学校等の取組の充実
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、教育相談体制の充実
 - 多様な教育機会の確保
- (3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育む。
 - ア 学校体育・生涯スポーツの充実
 - 学校体育の充実による体力の向上
 - 学校や地域におけるスポーツ機会の充実
 - 学校部活動と地域スポーツの在り方の検討
 - イ 健康教育・食育の推進
 - 心身の健康づくりの充実
 - 学校等における食育の充実
- (4) 地域の伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育む。
 - ア 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進
 - 発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実
- (5) 世界つながり、生き生きと活躍するために必要な力を育む。
 - ア グローバル社会への対応の推進
 - 多文化共生に向けた教育の充実
 - イ 外国語教育の充実
 - 英語教育等の充実
 - 教員の研修の充実
 - ウ 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実
 - 外国人児童生徒の教育の位置付けの明確化
 - ＩＣＴの活用
- (6) 子どもの意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進める。
 - ア 学校における働き方改革
 - 学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し

- 業務の精選と切り離し・外部人材の活用
- 部活動の在り方の見直し
- ＩＣＴの活用による業務改善
- イ　学校施設・設備の充実
 - 学校施設の防災機能の強化及び計画的・効果的な長寿命化の推進
 - 快適な教育環境の実現
 - ＩＣＴ機器等の教育環境の設備の推進
- (7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子どもたちが安全・安心に学べることを保障する。
 - ア　大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障
 - ＩＣＴを活用した学びの保障
 - 心のケア実施体制の充実
 - 学校保健衛生対策の充実
 - 各学校における危機管理マニュアル等の見直し
 - イ　学校安全・防災教育の推進
 - 学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実
 - 学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成

生涯学習課

1 基本方針

生涯学習・文化芸術を取り巻く社会の状況は、少子高齢・人口減少、家庭教育の困難化に加え、新型コロナウイルス感染症によって社会のつながりの希薄化が一層進んでいます。加えて、国際紛争、自然災害及び環境問題など社会環境は大きく変化し、これまでにない激動の時代に、私たちは人生100年時代を迎えています。そのような中、我が国が目指すべき未来社会の姿としてSociety5.0が提唱され、モバイルデバイスの普及により技術革新が急速に進んでいます。

こうした状況を背景に、北名古屋市教育委員会では、第3期北名古屋市教育大綱に定められた基本施策の実現に向け、第3期生涯学習・文化芸術推進計画を策定し、同計画に基づいて生涯学習・文化芸術分野の具体的施策に取り組みます。

2 第3期北名古屋市教育大綱の基本施策における生涯学習課の分野

- 「⑥生涯学び続けられる環境の充実」
- 「⑦ともに創り、育む文化芸術の伸展」

3 基本施策に係る取組の柱

(1) 生涯学び続けられる環境の充実

人生100年時代の多様化する学習ニーズを支え、誰もが学び・学びあう喜びを享受できるよう、学習機会の充実、関連施設の機能強化を図ります。

- ア 幸福や生きがいを感じられる学び
- イ ライフステージの変化に対応した学び
- ウ 読書活動の推進
- エ 文化施設の機能強化

(2) ともに創り、育む文化芸術の伸展

市民と共に文化芸術を創り、育む風土を醸成し、心豊かで多様な価値観を尊重する地域社会の形成を目指します。

- ア 伝統や文化等の継承
- イ 文化・芸術活動による豊かな心の育成
- ウ 地域の豊かさの向上

スポーツ課

1 基本方針

国は、令和4（2022）年3月にスポーツ基本法第9条第1項に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。「第2期スポーツ基本計画」の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の2つの大きな出来事によって、改めてスポーツの重要性として、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すこととなっています。

本市においても、子ども達の豊かなスポーツ環境の構築をはじめ、市民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するために市民スポーツを推し進める施策として各種事業に取り組みます。

2 第3期北名古屋市教育大綱の基本施策におけるスポーツ課の分野

「⑧楽しいスポーツ・レクリエーションの推進」

3 基本施策に係る取組の柱

(1) 子どものスポーツ活動の充実

近年、問題視されている子どもの体力低下について、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが、望ましいとされる動きや身体を操作する能力を獲得し運動習慣形成を図り、健康づくりに寄与します。

ア 幼児期に身体を動かす取組み

イ 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立

ウ トップレベルの選手・指導者との交流機会の創出

(2) スポーツに関わる機会の創出

市民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人ひとりがスポーツの価値を享受できる社会を構築します。

ア 特定の年齢層をターゲットにしたスポーツイベントの開催

イ 気軽に参加できるスポーツイベントの開催

(3) スポーツ環境の構築、人材の育成

市民がスポーツに親しむうえで不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、更にスポーツに関わる人材の育成等を進めます。

ア スポーツ指導者の育成

イ スポーツ推進委員の育成

(4) スポーツ施設の環境整備と学校体育施設の有効活用

市民のスポーツ参画人口を増加させるため、市の管理するスポーツ施設の環境整備と学校体育施設の有効活用を促進します。

ア スポーツ施設の利便性向上

イ 既存施設の有効利用